

憲法しんぶん 速報版

発行 憲法改悪阻止各界連絡会議（憲法会議）

2016年1月6日（水）

第596号 本号4頁

Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp

TEL03-3261-9007

ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp

FAX03-3261-5453

1・6「12・6を忘れない6日行動」 —「秘密保護法」廃止へ！実行委員会が国会行動 秘密保護法廃止！戦争法廃止！を訴え

「秘密保護法」廃止へ！実行委員会は1月6日昼、参議院議員会館前で「1・6『12・6を忘れない6日行動』集会を開催しました。集会には115人が参加、秘密保護法廃止、戦争法廃止を強く掲げ、公文書管理法、情報公開法の改正を求めました。隣の衆議院第2議員会館前で行われた国民大運動実行委員会など3団体主催の定例昼休み行動と呼応して取り組まれました。

集会には今国会で参議院情報監視審査会委員に就任した日本共産党仁比聡平参議院議員が、登壇し注目を浴びました。民主党の近藤昭一衆議院議員、小宮山泰子衆議院議員、社民党の福島みずほ参議院議員があいさつしました。

憲法会議から参加した石山久男代表幹事が発言しました。



「秘密保護法」廃止へ！実行委員会内閣法制局に申し入れ

同実行委員会は集会終了後、内閣法制局に申し入れを行いました。これは一昨年7月1日の集団的自衛権行使容認閣議決定に際し、閣議案について意見を求められた内閣法制局に審議経過が公文書として記録にないことについてただしたものです【「申し入れ書」別掲】。同実行委員会は昨年12月25日にこの問題で「声明」を発していましたが、申し入れでは「声明」文も手交しました【「声明」別掲】。

申し入れでは、これまでの同局の見解を転換する方針であるにもかかわらず、黒川内閣法制局参事官が起案した「異議なし」の起案文に、内閣法制局長官、第一部長、同次長らが「意見なし」の押印による「承認」とした文書があるのみという異常な状況を指摘し、結論を得た過程、審議プロセスがなければ公文書管理法に抵触し、今後の文書検討にも耐えられないのではないかと追及、文書で回答するよう迫りました。

申し入れには同実行委員会事務局メンバー7人が参加しました。内閣法制局は総務課・磯岡章子専門官らが対応しました。磯岡専門官は申し入れで指摘を受けた内容について、協議し、調べたうえで、再度面談の機会を設定することを約束しました。

記者会見も

同実行委員会は、同日国会内で内閣法制局の閣議決定案審議文書不存問題で記者会見を行いました。

安倍首相、「明文改憲の参院選争点化」表明

安倍首相は4日の年頭記者会見で、改憲を今夏の参議院選挙の争点にし、「国民的な議論を深めていきたい」などと述べました。出席記者からの質問に答えて表明されたものです。これは昨年11月11日の国会閉会中審査の質疑のなかで述べた「改憲のテーマに『緊急事態条項』をすえたい」と述べたことに続くもので、戦争法の強行、集団的自衛権行使容認で憲法9条の解釈を変更したうえでさらに明文改憲への意欲をしめしたものです。明文改憲を策す安倍首相の危険な暴走・暴言は断じて許されないものです。

1月4日年頭記者会見での発言

「参議院選の争点についてはどのように考えるか」との記者の質問に答える中で、「憲法改正については、これまで同様、参院選挙でしっかりと訴えていくこととなります。同時に、そうした訴えを通じて国民的な議論を深めていきたいと考えています。」と述べています。

2015年11月11日参議院予算委員会（閉会中審査）質疑から

山谷えり子参議院議員の「緊急事態に関して…必要な議論を深めていかなければならないと思っておりますが、総理としてはどのようにお考えか」の質問に、「大規模な災害が発生したような緊急時において、国民の安全を守るため、国家そして国民自らがどのような役割を果たしていくべきかを憲法にどのように位置付けるかについては、極めて重く大切な課題であると考えています。憲法改正には国民の理解が必要不可欠であり、具体的な内容についても国民的な議論と理解の深まりの中でおのずと定まってくるものと考えています。

昨日の大会（山谷議員が質問でとりあげた「昨日、武道館で憲法改正の実現を求める集会、1万人集会、1万1千3百人参加されて集会がございました。…」）には1万人以上が集まり、大変な熱気であったというふうに承知しておりますが、引き続き、新しい時代にふさわしい憲法のあり方について国民的な議論と理解が深まるよう努めてまいりたいと、こう考えております。」と答弁しています。

国会情報

1月6日に開かれた衆議院本会議での代表質問に続き、7日参議院本会議が開かれ、別項のような日程で、各党の代表質問が行われます。NHK中継がされます。

参議院本会議（代表質問） 10時開会 14時散会

（10時開会）

民主党	前川清成議員	15分
自民党	末松信介議員	15分
公明党	長沢広明議員	15分

（11時30分～13時休憩）

日本共産党	井上哲士議員	15分
民主党	大野元裕議員	15分

（14時散会）

※傍聴希望の方は憲法会議にご連絡ください。

予算委員会は8日から2日間の総括質疑が行われる見込みですが、6日18時現在協議中で未定。

【「秘密保護法」廃止へ！実行委員会の内閣法制局への申し入れ書】

内閣法制局長官横畠裕介殿

2016年1月6日

「秘密保護法」廃止へ！実行委員会

<呼びかけ5団体>

●新聞労連 03 - 5842 - 2201

●平和フォーラム 03-5289-8222

●5・3憲法集会実行委員会

(憲法会議 03-3261-9007／許すな！憲法改悪・市民連絡会 03-3221-4668)

●秘密法に反対する学者・研究者連絡会

●秘密法反対ネット (盗聴法に反対する市民連絡会 090-2669-4219／日本国民救援会 03-5842-5842)

申し入れ書

憲法解釈変更による集団的自衛権行使のための閣議決定案文の意見事務に際し、内閣法制局が検討過程の記録を残さなかったことに対して、その理由と責任の所在を明らかにするとともに、今後は公文書管理法に則って、記録を公文書として残すことを、声明文を添えて、以下のとおり申し入れます。

1. 2015年9月28日付の毎日新聞の報道によると、内閣官房国家安全保障局から依頼された閣議決定案文の意見事務について、その検討過程の記録を残さなかったことが、公文書管理法に違反するという認識を持たれていないようですが、その理由を示してください。
2. 前日に依頼された意見事務について、翌日に電話で回答したとのことですが、どのようなメンバーがどのような検討過程を経て意見をまとめたのでしょうか。その内容を示してください。また、文書ではなく、電話で回答することが一般的なことなのかどうかも示してください。
3. 内閣法制局では今回のような事案に対して、今後も同様に記録を公文書として残す考えはないのでしょうか。そのことについて考えを示してください。

【「秘密保護法」廃止へ！実行委員会の声明】

声明

**憲法解釈変更による集団的自衛権行使のための閣議決定案文の審査に際し、
内閣法制局が審査過程の記録を残さなかったことに対して抗議する。**

2014年7月1日、政府は憲法9条の解釈の変更によって、集団的自衛権の行使ができるという閣議決定を行った。この閣議決定前日の6月30日に、内閣官房の国家安全保障局から内閣法制局に対して、閣議決定案文に対する法的な意見が求められた。そして、内閣法制局はその翌日に意見はないとの回答を電話で行った。しかし、このような結論に至る審査協議の過程を記録した文書が、内閣法制局には公文書として残されていないことが明らかになった。

以上は、2015年9月28日に毎日新聞が報じた内容の概略であるが、記事の全文をさらに詳細に読むと、

この問題の重要性が浮かび上がってくる。

2015年6月の参議院外交防衛委員会で横島長官が、解釈変更を「法制局内で議論した」と答弁した一方で、衆議院平和安全法制特別委員会では、局内に反対意見はなかったと答弁している。しかし、その議論の過程を証明する文書が保存されていない。公文書管理法第4条は「行政機関の職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない」としている。上記の記事によると、文書を残さなかったことについて富岡総務課長は「今回は必要なかった」と説明している。しかし、憲法9条の解釈を変更して集団的自衛権を行使できるようにすることが、軽微な事案であるはずがなく、記録を残す必要がないという説明には全く説得力がない。

したがって、「秘密保護法」廃止へ！実行委員会は、このたびの憲法解釈変更による集団的自衛権行使に際して、意見をまとめる過程の記録を公文書として残さなかった内閣法制局の対応が、公文書管理法に違反すると判断せざるを得ない。

「法の番人」と呼ばれ、長年にわたって政府の行政における法的判断を担ってきた内閣法制局が、自ら法律を破り、またそのことを正当化する姿勢を、断じて容認することはできない。さらに、安倍内閣が、このような内閣法制局の姿勢を正し、法に則った国務を行わせることを怠るのであれば、それは憲法73条に反することになり、安倍首相の責任は重大だと言わざるを得ない。

このような内閣法制局および国務を総理する立場にある安倍首相に対し、私たち「秘密保護法」廃止へ！実行委員会は、強く抗議する。

2015年12月25日「秘密保護法」廃止へ！実行委員会